

Title	18～19世紀プロイセンの「林野」に関する経済史・社会史・環境史の実証研究
Sub Title	Research on Prussia's royal forests during the 18th and 19th centuries from economic, social, and environmental history perspectives
Author	飯田, 恭(lida, Takashi)
Publisher	
Publication year	2018
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2017. )
JaLC DOI	
Abstract	<p>近世のエルベ川以東のヨーロッパにおいて、農場領主制(グーツヘルシャフト)というタイプの封建領主制が発展したことはよく知られている。農場領主制に関する研究は、これまで、主として農業史的な観点から行われてきた。しかしながら、農場領主(グーツヘル)は自らの直営農場を経営しただけでなく、しばしば自らの直営林をも経営した。本研究は、領主直営林における(をめぐる)領主と農民の関係について、18-19世紀ブランデンブルクにおけるプロイセン国王の御領林の事例に即して包括的に研究し、農場領主制研究の視野を森林史の方面にも広げることにも貢献した。</p> <p>In early modern Europe east of the Elbe River, a type of feudal lordship, demesne lordship (Gutsherrschaft), developed. The research on demesne lordship has mostly been conducted from agricultural history perspectives. The lords (Gutsherren), however, managed not only their demesne farms but often their own forests as well. I comprehensively examined the lords-peasants relationships in and around the lords' forests, focusing on the case of Prussia's royal forests in Brandenburg during the 18th and 19th centuries, in order to widen the scope of the research on demesne lordship.</p>
Notes	研究種目：基盤研究(C)(一般) 研究期間：2013～2017 課題番号：25380443 研究分野：経済史
Genre	Research Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_25380443seika">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_25380443seika</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 7 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2017

課題番号：25380443

研究課題名(和文) 18～19世紀プロイセンの「林野」に関する経済史・社会史・環境史の実証研究

研究課題名(英文) Research on Prussia's royal forests during the 18th and 19th centuries from economic, social, and environmental history perspectives

研究代表者

飯田 恭 (Iida, Takashi)

慶應義塾大学・経済学部(三田)・教授

研究者番号：20282551

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：近世のエルベ川以東のヨーロッパにおいて、農場領主制(グーツヘルシャフト)というタイプの封建領主制が発展したことはよく知られている。農場領主制に関する研究は、これまで、主として農業史的な観点から行われてきた。しかしながら、農場領主(グーツヘル)は自らの直営農場を営みただけでなく、しばしば自らの直営林をも経営した。本研究は、領主直営林における(をめぐる)領主と農民の関係について、18～19世紀ブランデンブルクにおけるプロイセン国王の御領林の事例に即して包括的に研究し、農場領主制研究の視野を森林史の方面にも広げることにも貢献した。

研究成果の概要(英文)：In early modern Europe east of the Elbe River, a type of feudal lordship, demesne lordship (Gutsherrschaft), developed. The research on demesne lordship has mostly been conducted from agricultural history perspectives. The lords (Gutsherren), however, managed not only their demesne farms but often their own forests as well. I comprehensively examined the lords-peasants relationships in and around the lords' forests, focusing on the case of Prussia's royal forests in Brandenburg during the 18th and 19th centuries, in order to widen the scope of the research on demesne lordship.

研究分野：経済史

キーワード：農場領主制(グーツヘルシャフト) 領主直営林・御領林 林役権 森林労働 ドイツ林学

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 近代林学の発祥の地であるドイツでは、もともと森林の歴史に関する研究の蓄積が厚かったのだが、近年の環境問題への関心の高まりなどにより森林史研究が一層進展してきている。だがその際、西部・南部ドイツに関する研究に比べて、東部ドイツに関する研究はまだ少ない。そこで、ドイツ東北部(プロイセン王国・ブランデンブルク州)を対象として森林史研究を行うことには意味があると考えた。

(2) 研究代表者は従来、近世のドイツ東北部(エルベ川以東)に発展した領主制、すなわち農場領主制(グーツヘルシャフト)に関する研究を、とりわけプロイセン国王の御領地(国王の所領)を事例に行ってきた。その際、従来の研究にならって農場領主制を農業史・農村史の観点から研究してきたのだが(引用文献)、研究を進める過程で、農場領主制において森林(御領地では御領林)が重要な役割を果たしていたこと、それにもかかわらず従来ほとんど農場領主制の枠組みの中では研究されていないことに気が付き、その研究を開始した(引用文献)。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、18-19世紀プロイセンの御領林をめぐる領主(プロイセン国王)と領民との関係について包括的に考察することであった。その際とりわけ、領民が御領林に対してもった権利(建築用木材受給権・粗朶拾集権・林内放牧権)と義務(賦役義務)についての調査を行った。ちなみに、これらの御領林に対する領民の権利と義務は、国王の領民に対する支配(農場領主制)の一環を成している(下図を参照)。その意味で、本研究は、これまでとりわけ農業史の観点から研究が進められてきた農場領主制を、新たに森林史の観点から考察することを目標とするものであった。

### 3. 研究の方法

本研究では、プロイセン王国ブランデンブルク州、なかでもクールマルクおよびポツダム州における御領林経営の全体的方針について調査するとともに、御領林経営の実態を具体的に把握するために、ひとつの御領林(アルトールピン営林区)についてマイクロ分析を行うという方法をとった。

そのため、ブランデンブルク州立中央文書館(在ポツダム)所蔵のポツダム県林政関係史料群(これには、クールマルク時代の古い史料群も含まれる)のうち、御領林経営の全体的方針・動向に関する史料(Generaliaに分類されたもの)と、アルトールピン営林区に関する史料を用いた。

具体的な研究手順だが、ブランデンブルク州立中央文書館を訪問し、おおまかに史料を閲覧して必要な史料の複写を同館に依頼し、

同館から郵送されてきた複写史料を用いて東京で史料分析を行い、論文を執筆する、というものであった。この手順を、本研究を構成する個々のテーマごとに繰り返した。

### 4. 研究成果

(1) まず、御領林における領民の粗朶拾集権に関する史料調査と分析を行った。粗朶とは燃料用の木材であり、寒冷な気候のドイツでは、粗朶は領民たちの生活にとって不可欠のものであった。

史料調査の結果明らかになったのは、御領林当局が、領民が伝統的にもっていた粗朶拾集権を、19世紀初頭のプロイセン改革立法(領主制の解消のための立法)以後も長らく温存し、19世紀後半になってようやくそれを償却したことである。その際、当局は、18世紀半ばごろからの人口増加に際して、新参の入植者にも粗朶拾集権を認め、また急増する下層民に対しても、粗朶の拾集を恩恵的に認めていった。19世紀の後半になって粗朶拾集権が償却されるに至ったが、償却は民衆の御領林での粗朶拾集の終わりを意味したわけではなかった。当局は、従来の粗朶拾集権者(主として農民)の権利を償却する一方で、増え続ける下層民(土地なし層)をより多く御領林に受け入れ、必要な粗朶の拾集を許したのである。

この研究成果については、2014年に国内の学会で口頭発表するとともに(学会発表)、2015年にドイツの学術雑誌に論文として発表した(雑誌論文)。

(2) 次に、御領林における領民の林内放牧権についての史料調査と分析を行った。ブランデンブルクでは、ヨーロッパ一般の例にもれず、伝統的に有畜農業が行われており、農家にとって家畜飼養は不可欠であった。その際、農家は耕地や放牧地のみならず、森林も家畜の放牧に利用したのである。

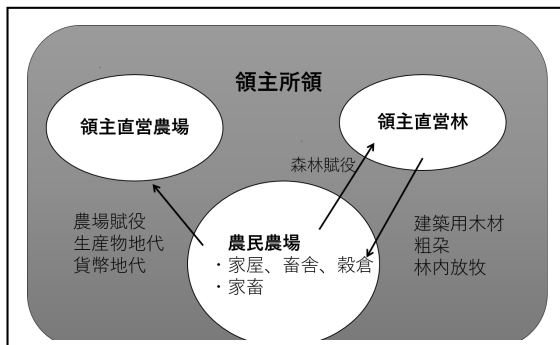
史料分析の結果明らかになったことは、18世紀半ば以降、御領林当局が森林経営(木材生産)に力を入れ、若木を家畜の食害から守るために保育林区(家畜の立入りが禁じられた区域)を拡大していく一方で、農家にとって不可欠であった林内放牧の権利には、19世紀後半に至るまで基本的に手を付けなかったことである。この木材生産と林内放牧との間の利害対立と妥協の過程が、詳細に考察された。

この研究成果については、2016年に国内の学会で報告した(学会発表)。

(3) さらに、御領林に対する領民の森林賦役について、とりわけ領民が御領林に対してもった建築用木材受給権と関係づけながら、史料調査・分析を行った。

従来の農場領主制研究においては、領主の直営農場の存在が農場領主制の本質的な特徴とされたために、領主の直営農場に対する

領民の賦役義務（農場賦役）が中心的なテーマであり続けてきた。一方、領主の直営林の存在と、それに対する領民の賦役義務（森林賦役）についてはほとんど研究がなされてこなかったと言ってよい（下図参照）。そこで、本研究では森林賦役について分析を行うことで、これまでの農場領主制研究の視野を広げることを目指した。



史料分析から明らかになったことは次のとおりである。御領地では、農場賦役は 15、16 世紀に早くも発展し、1799 年の農場賦役廃止勅令を契機に速やかに廃止されていたのに対し、森林賦役は、1764 年に御領林における人工造林が本格化したことを受けて、1770～80 年代になってようやく求められるようになった。森林賦役は、建築用木材受給権の対価であり（上図参照）、その主な内容はマツの植林であった。農場賦役への抵抗が強まっていた 18 世紀後半に農民たちが新たに森林賦役を受け入れた理由は、それが「広く薄い」負担であったこと、賦役労働（植林）の成果を将来建築用木材として受給することができたこと、農業好況で農場取得をめぐる競争が生じ、領主が森林賦役を拒否する農民を立ち退かせる可能性があったこと、などであった。森林賦役は、19 世紀の前半を通じてかなりの程度維持された。その理由は、この時期に御領林の植林活動がもっとも大規模におよび、また植林の失敗（再植林の必要）も頻発したために、御領林当局が森林賦役をなお必要としていたこと、一方、農民たちも建築用木材の受給に固執したこと、にあった。だが中には、独自の農民林を造り、御領林への依存（建築用材受給と賦役）から脱却していった農民もいた。

以上の史実発見は、これまでの農場領主制研究に対していかなる含意をもつであろうか。近年の農場領主制研究は、18 世紀末における農民の賦役への強い抵抗とそれによる領主＝農民関係の早期の解消を強調するが、本研究は、農民の賦役への抵抗を過度に強調することには慎重であるべきだとの結論に至った。つまり農民たちは 18 世紀後半になって森林賦役を新たに受け入れ、それをしばしば 19 世紀前半を通じて継続したからである。だが、他方、この森林賦役の受容は、伝統的な農場領主制研究が主張してきたような農民の領主権力への従属の結果ではなかった。農民は森林賦役を継続するかどうかを、

自ら選択したのである。

以上の研究成果につき、2018 年 5 月に国内の学会で報告を行った（学会発表）。またこの研究は、農場領主制研究に対して比較的重要な示唆を含むため、英文の国際ジャーナルへの投稿を行った。研究期間内には採択されるに至らなかったため、現在、引き続き採択にむけて修正を重ねている。

（4）最後に、以上の個々のテーマに関する研究を総合する形で、『農場領主制と森林』（仮題）という著書の執筆を進め、粗い一次原稿を作成しおえた。

御領林（領主直営林）をめぐる領主と農民の関係を包括的に描き出し、それを、農場領主制の農業史的側面に関する従来の研究成果に接合することで、農場領主制についての包括的・全体的な理解を提供することを目標としている。

本来、研究期間内にこの著書の原稿を脱稿し、出版することを目指していたが、実現できなかった。近いうちにこの著書を出版し、さらにドイツ語での出版にもとりかかりたい。

ちなみに、（3）と（4）の研究成果が研究期間内に活字にならなかった一つの理由は、2015 年 6 月から 2016 年 2 月までの 9 ヶ月間、ブランデンブルク州立中央文書館が移転のため閉鎖され、その間、予定していた史料調査が行えず、研究に遅れが生じてしまったことにある。

#### <引用文献>

Iida, Takashi, *Ruppiner Bauernleben 1648-1806: Sozial- und wirtschaftsgeschichtliche Untersuchungen einer ländlichen Gegend Ostelbiens*, Berlin: Lukas Verlag, 2010.

Iida, Takashi, 'The Practice of Timber Granting from Lords to Peasants: A Forest-Historical Perspective of the Gutsherrschaft in Brandenburg-Prussia from 1650 to 1850', *Agricultural History* 87, 2013. 502-524.

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 1 件）

Iida, Takashi, 'Raff- und Leseholzholende und königliche Forstobrigkeit: Die Verhandlungen um Interessenausgleich im Alt-Ruppiner Forstrevier (Brandenburg) von ca. 1750 bis 1890', *Jahrbuch für die Geschichte*

*Mittel- und Ostdeutschlands* 60,  
2015, 43-64. 査読なし  
DOI: [10.1515/jgmo-2014-0003](https://doi.org/10.1515/jgmo-2014-0003)

〔学会発表〕(計3件)

飯田 恭「森林賦役からのゲーツヘルシ  
ャフト再考：プロイセン御領地の事例  
(1763～1850年)」社会経済史学会第87  
回全国大会自由論題報告(2018年)

飯田 恭「国王の高木林経営と農民の  
林内放牧：18～19世紀プロイセンにお  
ける『林牧共存』」社会経済史学会第  
85回全国大会自由論題報告(2016年)

飯田 恭「18～19世紀プロイセン御料  
林における粗朶拾集：臣民の燃料需要  
に対する当局の持続的配慮」社会経済  
史学会第83回全国大会自由論題報告  
(2014年)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

飯田 恭 (IIDA, Takashi)  
慶應義塾大学・経済学部・教授  
研究者番号：20282551